

(別紙)

更新申請について

■ 更新申請に必要な書類

1	連絡票・チェックリスト	同封の書類に必要な事項を記入し、作成した書類と確認事項にチェックを入れる。
2	指定更新申請書（別紙様式第一号）	「事業の開始予定年月日」には、今回の更新年月日を記入。（例：有効期限 2026 年 3 月 31 日→ <u>2026 年 4 月 1 日</u> と記入。）
3	同一所在地において既に指定を受けている事業等について（別紙様式第一号 別紙）	該当する事業所がない場合は提出不要。
4	指定に係る記載事項（付表）	各サービス種類の付表を作成。 多機能型事業所の場合は付表 19 も作成。
5	<u>【相談支援事業の場合のみ】</u> 相談支援専門員が相談支援従事者 <u>現任研修</u> を受講済みの場合は当該研修の修了証の写し	現任研修受講期限が未到来で、未受講の場合は提出不要。
6	<u>【サービス管理責任者等の配置が必要な事業の場合のみ】</u> サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者等）が <u>サービス管理責任者等更新研修</u> を受講済みの場合は当該研修の修了証の写し 又は サービス管理責任者等が新体系の研修修了者であって更新研修未受講の場合は <u>サービス管理責任者等実践研修</u> の修了証の写し	
7	<u>【就労定着支援のみ】</u> 就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書（別紙B）	障害者総合支援法基準省令第 206 条の 7 において、指定就労定着支援事業者は、過去 3 年間に於いて平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならないと定められています。当該要件については、就労定着支援の指定を受けた後、毎年満たすことが必要となるものではなく、指定の更新の際に確認することとなっています。 当該要件を満たしていない事業者様におかれましては、一度当課宛にご連絡いただきますようお願いいたします。
8	誓約書及び別紙（標準様式 3）	更新するサービスに該当する別紙（①～⑤、⑦）を添付
9	役員名簿（参考様式 14 別紙）	

◆各様式については枚方市ホームページ (<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000001834.html>) に掲載していますので、必要書類をダウンロードして使用してください。【ページ番号：1834】

裏面に続く

- ◆更新申請書類は、指定サービス事業所ごとに必要です。居宅介護と重度訪問介護、多機能型事業所など、ひとつの事業所で（同一の事業所番号で）一体的に複数のサービスを提供している場合は、更新申請書類は1部で結構です。
- ◆管理者等の氏名・住所、運営規程等について、既にお届けいただいている内容から変更がある場合は、別途変更届の提出が必要です。変更内容によっては来庁の必要もありますので、その場合は来庁日時の予約をお願いします。

■ 申請書提出先・問い合わせ先

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 障害福祉事業者係
TEL : 072-841-1467 FAX : 072-841-1322
E-mail : fshidou@city.hirakata.osaka.jp
ホームページ : <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>